

4.2 図書館における契約事務

千葉大学附属図書館情報管理課長
平元 健史

はじめに

今日の大学図書館は、高度情報社会の到来と共に訪れた、新しい情報環境の中で各種の情報メディアを収集・加工、保存、提供する機能を強化・高度化しなければならない。新しい情報環境はそれに相応しい社会経済体制の創出を求めており、大学図書館は活動を展開する上において、その社会の構成員として、新しい契約関係を結ぶ必要に迫られている。

本日は、一般的な契約の概念と共に、大学図書館が最近抱えるに至った二つの契約関係である、電子ジャーナルと著作権に的を絞って話題とする。

キーワード：電子ジャーナル、 著作権

1 契約とは

1) 一般的概念

債権の発生を目的とする二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為

贈与・売買・交換・貸借・請負・雇用・委任・寄託・許諾などの契約行為

2) 国を当事者とする契約

公法上の契約

私法上の契約

3) 国の契約事務の原則

民主性

公正性

経済性

4) 図書館資料（電子媒体を含む）契約時の目的

确实性

迅速性

廉価性

品質の保持

5) 国立大学附属図書館の契約

国が結ぶ私法上の契約

会計法、予算決算及び会計令（以下、「予決令」と呼ぶ。）、本省契約規則

2 電子ジャーナルの契約について

1) 電子ジャーナルの契約上の着眼点

ネットワーク利用による物品でない電子情報の利用許諾

- ・平成12年12月25日文部省事務連絡
- ・国立大学における役務契約による前金払い
- ・予決令第57条第2項の適用

価格体系の多様性

- ・契約体系（電子媒体単独体系型、冊子体上乘せ型、冊子体付随型）
- ・サイト契約のサイトの範囲
- ・バックナンバーの利用（契約中、契約解除後）

コンソーシアム形成を前提とする共同利用の可能性

- ・Digital divideの解消、

パッケージ利用による大幅タイトル増の可能性

著作権の権利関係がクリアされた電子情報の使用許諾

- ・使用許諾の範囲（ILLへの利用、Walkin Userの利用）

2) 電子ジャーナル契約の前提としての交渉

交渉力の強化

- ・コンソーシアム（大口ユーザーとしての高い発言力の確保）
JIOC/NUの活動（役割の分担：相互依存の否定、結束力）
- ・国立大学図書館協議会電子ジャーナル・タスクフォースの活動
- ・外国出版者と直接交渉できる力

交渉の切り札

- ・図書館の決定能力の向上（予算、政策立案、学内世論の形成力）
- ・交渉材料の蓄積（インターネット活用：海外出版事情のウォッチ、
ICOLC: International Coalition of Library Consortiaの活動）

- ・ 契約（会計）制度のルールに基づき、時代に則した解釈や改善に向けての努力
- ・ コンソーシアム契約（代表校への予算の集中：国立大学では認められていない）
- ・ 複数年契約（国立大学では認められていない）
- ・ 前金払い契約（国立大学でも認められた）
- ・ 直接契約（中間マージンの排除、海外出版者との粘り強い駆け引きが必要：経験の蓄積）

3) 電子ジャーナル予算の確保と効率的予算執行のための学内調整

図書館主体による予算執行の枠組みの必要性

- ・ パッケージ、コレクション等、グロスでの販売に対応できる執行体制
- ・ 学内供給タイトルの大幅増の可能性
- ・ 旧来型の集金体制では、海外出版者と交渉できない。

学内世論形成の基礎

- ・ 情報リテラシー教育、利用者ガイダンスの機会を大幅に増加させる。
- ・ トライアル期間をトライアル期間で終わらせない努力
- ・ 最新の海外出版事情の日常的リリース
- ・ 日常的な事務局との連携：効率的予算執行の図書館側からの提案・説明
- ・ 早い時期から計画的に学内調整

学内調整上の主な論点

- ・ 学術雑誌の供給量の大幅減少の実態説明
- ・ pay per view、タイトル単位の契約かパッケージ契約か
- ・ パッケージ契約の場合の「いらぬタイトル混入論」への反論
- ・ 電子オンリーへの早期の移行とアーカイブ問題
- ・ 電子ジャーナルの特性と可能性
- ・ 学内学術雑誌関係経費と電子ジャーナル経費執行の在り方
- ・ 重複冊子体の扱い

電子ジャーナル経費の全学的共通予算化の具体的方法

- ・ 部局別一定率拠出方式（教官数・学生数）
頻繁に利用する者とたまにしか使用しない者、分野による不公平感
- ・ 冊子体購読実績ベース拠出方式（冊子体購読実績×一定率）
購読実績を持つ者が常に全学貢献し、持たない者は「ただ乗り」論
- ・ 電子ジャーナル使用頻度による分担拠出方式（IPアドレス別利用頻度統計）
プライバシー問題への配慮
- ・ 併用論

3 著作権をめぐる契約問題

1) 日本複写権センターとの複写利用に関する許諾契約

日本複写権センターとは

- ・ 日本国内の複写に関する集中処理機構
- ・ 著作者、学協会、出版者等の12団体によって設立

著作権法第31条を超える複写を対象とした複写利用許諾契約

- ・ 雑誌の最新号の論文コピーなど

許諾契約の種類

- ・ 個別許諾契約：利用者からの個別の申請に基づく許諾契約
- ・ 包括許諾契約：一定の期間、一定の条件で出版物の特定無しに包括的に行う許諾契約
 - a 実額方式：利用者が報告する複写の実態に基づき使用料を算出
 - b 定額調査方式：利用者があらかじめサンプル調査を行い、その結果に基づき年間使用料を算出
 - c 簡易方式：あらかじめの調査に代え、利用者からの申告による複写状況、業態等を勘案し、利用者との協議の上、年間使用料を算出

使用料の算出方法

- ・ 個別許諾契約、包括許諾実額方式は、1ページ2円
- ・ 包括許諾定額調査方式はサンプル調査の推計値掛ける2円
- ・ 包括許諾簡易方式は、複写機の台数や従業員数×一定の数値×2円

国公立大学図書館協力委員会と同センターとの間の検討事項

- ・ 同センターは、部局図書室等での複写を図書館における複写と認めていない
- ・ 学術雑誌には半数近く、公正使用（著作権使用料を求めない）をうたうものあり
- ・ 大学図書館の複写サービスの大半を占める外国雑誌についての契約方法が確定しない
- ・ 著作権使用料の支払い主体：大学（公的サービス）か、図書館利用者（受益者）か
- ・ ILL や公衆送信権については「文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等の利用に関するワーキング・グループ」にて検討中

2) 資料電子化に伴う著作権をめぐる契約関係処理

著作権関係契約処理の手法

- ・ 自ら著作権者に電子化の許諾を得る（第63条）
- ・ 著作権の譲渡を受ける（第61条）
- ・ 裁定による著作物の使用（第67～74条）
- ・ 著作権管理団体による許諾
- ・ 著作権利用許諾を含む電子資料の購入
- ・ 学内生産物の投稿規定に盛り込む

著作権関係契約処理の方式

- ・ 個別・一括依頼方式：意思決定機関の設置、文書・様式の作成、依頼文書の送付と交渉、許諾書の受理、許諾料の支払い
- ・ 登録申請方式
- ・ 必須書類抱合せ方式

許諾内容及び条件の設定

- ・ データ作成方法
- ・ 蓄積媒体
- ・ データ蓄積・提供の範囲と内容
- ・ 検索範囲
- ・ 送信範囲
- ・ 遵守条件

おわりに

インターネット上に形成される情報環境は、人類の文明史上最も短時間に普及したメディアの集合体である。この新たな情報環境が全人類によって共有されるためには、二つの解決すべき問題がある。一つはテクノロジーであり、もう一つは社会経済体制をめぐる問題である。

前者の問題は、イノベーションの速度が新しい技術を1ヵ月(ドッグイヤーからマウスイヤー)で陳腐化するほど急激である。利用環境の制約としてのインフラ、プラットフォーム、インターフェース等の技術的問題は早晩に解決できる。

問題は後者の社会経済体制である。インターネット環境下の情報利用は、新しい契約関係や社会関係を生み出す。ネット社会にあつては、これまでの規範が通用せず、昨今、新世界と旧世界の体制間で衝突や齟齬といったものが発生していることを報道で散見することができる。社会全体はもちろん、図書館界も新しい社会空間と、旧来の業務の延長や補完となる部分をバランスよくデザインする糸口を完全につかめているわけではない。

本日の二つの話題のほかにも、国際 ILL/DD の料金決裁をめぐる契約関係など、大学図書館が解決しなければならない課題は山積している。

参考文献

- 1) 文部省内会計事務研究会：国立学校会計事務必携．第五次改訂，第一法規，東京，1997
- 2) 国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会：平成11年度国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会第1、2年次報告．2000
- 3) 国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会：平成12年度国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会第3年次報告．2001
- 4) 日本複写権センター：日本複写権センターの概要．日本複写権センター，東京，1991
- 5) 渡辺保史：デジタルコンテンツの知的所有権．オライリー・ジャパン，東京，1998